

◇ 申請に必要な書類

必要書類	融資申請書	保証協会申込書類一式（信用保証依頼書等）	決算書（附属明細含む） （各2カ年分） （決算後6ヶ月以上経過の場合は試算表も添付） （確定申告書（写））	市税の完納証明書 注1	市県民税の課税証明書	県税の完納証明書 注1	住民票（個人の場合）	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	登記事項証明書・図面等	◎設備資金の場合 見積書・カタログ・建築確認書（写）	許・認可を要する業種はその写し	売上又は粗利益の前年との比較表	飲食業を営む方は宣誓書	暴力団等でないことの誓約書	事業計画書	（小口資金・設備資金の場合は車両購入のみ） 市長への事前協議書	（これから起業する場合、起業後間もない場合） 源泉徴収票又は所得証明書	その他市長若しくは金融機関が必要とする書類
制度資金名																		注2
小口資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別小口資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営安定資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
起業者支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
先端技術等振興資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
季節資金	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中心市街地空き店舗活用支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 法人設立後間もなく、法人税が課税されていない場合は、代表者個人の完納証明が必要になります。

注2 金融機関により異なる場合がありますので、詳しくは制度融資取扱金融機関へご確認ください。

注3 保証協会の保証を付ける場合に必要となります。

◇ 取扱金融機関（お申込み先）

足利銀行市内各支店・群馬銀行市内各支店・横浜銀行桐生支店・東和銀行市内各支店
桐生信用金庫本店及び市内各支店・しののめ信用金庫市内各支店・ぐんまみらい信用組合大間々支店
商工組合中央金庫前橋支店・足利小山信用金庫業鹿支店及び小俣支店・埼玉りそな銀行熊谷支店
（太田出張所）ほか

※原則として、市内にある金融機関の本・支店で取り扱っています。ただし、市外にある支店であっても、一定の要件を満たせば「市外取扱金融機関」として指定し、市境近くで事業を行う市内中小企業者等の利便性に配慮しています。詳しくは桐生市商工振興課へお問い合わせいただくか、別紙「取扱金融機関一覧」をご覧ください。

◇ 関係機関の名称、所在地、電話番号

名称	所在地	電話番号
桐生市新里支所地域振興整備課産業振興係	桐生市新里町武井693	(0277) 74-2217
桐生市黒保根支所地域振興整備課産業振興係	桐生市黒保根町水沼182-3	(0277) 96-2113
群馬県商政課金融係	前橋市大手町一丁目1-1	(027) 226-3332
群馬県信用保証協会桐生支店	桐生市錦町三丁目1-25会議所会館4階	(0277) 43-6211
桐生商工会議所(中小企業相談所)	桐生市錦町三丁目1-25	(0277) 45-1201
日本政策金融公庫前橋支店	前橋市本町一丁目6-19	(027) 223-7311
日本政策金融公庫桐生出張所	桐生市錦町三丁目1-25会議所会館3階	(0277) 47-1410

◇ お問い合わせ

桐生市役所 商工振興課商業金融担当
〒376-8501 桐生市織姫町1-1 TEL 0277-46-1111 (内線563・583)

令和3年度

中小企業者向け

桐生市制度融資のご案内

令和3年4月1日現在



桐生市マスコットキャラクター
キノピー

桐生市では、中小企業者等の経営安定や成長・発展、起業を目指す人を支援するため、事業に必要な資金を円滑に調達することができるよう、各種融資制度を設けています。

桐生市制度融資は、市が金融機関に融資原資の一部を無利子で預入れることにより、長期で低利、固定金利の融資が利用できます。このほか、事業者の負担を軽減する補助制度・特例措置等も取り扱っておりますので、ぜひご利用ください。

保証料補助制度

群馬県信用保証協会の保証を要する資金について、その保証料を補助します。

○小口資金

保証料率0.8%を
上限に、80%を補助

○経営安定資金

○設備資金

○中心市街地空き店舗
活用支援資金

全額補助

融資期間延長の特例措置

令和3年度においても下記の資金で融資期間延長の特例措置を実施します。

○経営安定資金

○設備資金

○中心市街地空き店舗活用支援資金

借換制度

令和3年度においても下記の資金で借換を実施します。

○小口資金

○設備資金

○経営安定資金

○中心市街地空き店舗活用支援資金

※借換には売上減少要件が必要です。

※小口資金及び経営安定資金は、各資金での借換となります。

※設備資金及び中心市街地空き店舗活用支援資金は、経営安定資金での借換となります。

◇ 制度融資を利用されるとき留意点

- 申請にあたっては、計画の段階でご相談ください。申請前、または申請後にかかわらず融資の決定がされないうちにその事業に着手した場合、融資の対象から除外されますのでご注意ください。
- 融資制度は、それぞれ目的ごとに対象者及び資金使途が定められていますので、目的以外に利用することはできません。目的以外に利用した場合は、即時償還していただくこととなります。
- 申請にあたっては、投資計画、利益計画、資金の償還計画などについて十分検討しておきましょう。また、設備投資にあたっては、総投資額の10%程度の資金は自己資金によって行いましょう。
- 保証協会の代位弁済による債務のある方、または金融機関との取引停止中の方は申請できません。
- 申請は桐生市制度融資取扱金融機関の窓口へお願いします。



中小企業者向け制度融資



文中の「中小企業者」の定義につきましては、下記の条例をご参照ください。

小口資金・・・桐生市小口資金融資促進条例第2条第1号

経営安定資金、設備資金、季節資金、中心市街地空き店舗活用支援資金・・・桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例第2条第1号

制度名	融資対象	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人	備考	申込期間・申込先等		
県 市 協 調	小口資金	1. 資本金3億円(小売業・サービス業5千万円、卸売業1億円)以下、又は従業員300人(小売業50人、サービス業100人、卸売業100人)以下の会社及び個人 2. 同一業種について原則として1年以上営業を継続しており、市内に店舗・工場・事務所など(個人事業者の場合は住民票)を有する中小企業者 3. 市税などの滞納のないもの	1. 運転資金 2. 設備資金	1 企業者 1,250万円 *車両購入の場合(所要経費の90%以内)	運転資金 6年以内 (内据置6か月以内) 設備資金 8年以内 (内据置6か月以内)	年1.7%以内	保証協会の保証を付けていただきます。 物的担保は原則不要とします。 保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。 無担保 無保証人	保証料率0.8%を上限に、県と市で保証料率の80%を補助します。 車両の購入に関しては、3.5.7ナンバーはタクシー・レンタカー等を除き、融資決定前にあらかじめ市長に事前協議が必要となります。ただし、3.5.7ナンバーは車両本体価格が300万円を超える場合は対象外となります。 【借換】対象 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)	年間随時申込可。 申込は、裏面の取扱金融機関まで。	
	特別 小口資金	1. 従業員数20人(商業・サービス業5人)以下の小規模企業者ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は20人以下 2. 市内で1年以上同一事業を行うもので、市県民税の所得割について、申込み日以前1年間において、納期到来した税額を完納しているもの						※既に保証協会の保証を利用している場合、また、いわゆる赤字経営の場合は利用することができません。 ※この資金を利用した場合は、他の保証付き制度融資は利用できません。		
中 小 企 業 等 振 興	経営安定資金	1. 資本金3億円(小売業・サービス業5千万円、卸売業1億円)以下、又は従業員300人(小売業50人、サービス業100人、卸売業100人)以下の会社及び個人 2. 中小企業等協同組合、商店街振興組合、NPO法人 3. 同一業種について1年以上営業を継続しており、市内に店舗・工場・事務所など(個人事業者の場合は住民票)を有する中小企業者(ただし業種転換資金、先端技術等支援資金、起業支援資金についてはこの限りではない) 4. 市税などの滞納のないもの	1. 業種転換資金 2. 企業合同協業化資金 3. 取引先の倒産による経営不安防止資金 4. 受注、売上等減少のための資金(注1) 5. 新規事業等を行うために必要とする資金	会社・個人 2,000万円 中小企業協同組合 3,000万円	6年以内 8年以内(注2) (内据置1年以内) 11年以内 (内据置2年以内) (注3)	年1.5%以内 年1.8%以内 年2.1%以内 (注3)	保証協会の保証を付けていただきます。 担保・保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。	保証料は全額市が負担します。 資金使途1、2、6、7のみ、設備資金も含まれます。但し、市内に設備を設置または購入するものに限りです。 先端技術等振興資金は、融資決定前にあらかじめ市長に事前協議が必要となります。 【借換】及び「融資期間延長の特例措置」対象 (令和3年4月1日～令和4年3月31日) 注1 前年、2年前又は3年前の同期と比較して、最近3か月の受注、売上若しくは粗利が5%以上又は最近6か月の受注、売上若しくは粗利が10%以上減少したための運転資金 注2 次の1)又は2)に該当する場合に適用可。 1)前年、2年前又は3年前の同期と比較して、最近3か月又は最近6か月の受注、売上若しくは粗利が20%以上減少しているとき 2)取引先の倒産により今後の受注売上若しくは粗利が前年同期比で20%以上減少すると見込まれるとき 注3 資金使途1～5の融資期間とすることも可。その場合、融資利率は各融資期間に準じたものとなります。	申込期間は年間随時扱いとし、貸付予定額に達するまで可。 申込は裏面の取扱金融機関まで。	
			7. 起業支援資金	1,000万円 (所要経費の80%以内)	6年以内 (内据置1年以内)	年1.3%以内				
			1. 店舗・工場・倉庫などの新、増改築及び購入などに要する資金 2. 生産・販売等設備の設置改善に要する資金 3. 労働福祉施設・公害防止施設の設置改善に要する資金 4. 中小企業等協同組合などが行う共同施設設備の設置改善に要する資金 5. 上記に直接必要な土地購入資金 6. 事業用車両の購入に要する資金	会社・個人 3,000万円 中小企業協同組合 5,000万円 (所要経費の90%以内)	7年以内 10年以内(注5) (内据置1年以内)	年1.9%以内 年2.2%以内	保証協会の保証を付けていただきます。 当該資金で設備したものを担保として提供していただきます。(不動産のみ) 保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。	保証料は全額市が負担します。 車両の購入に関しては、全ての車両について融資決定前にあらかじめ市長に事前協議が必要となります。ただし、3.5.7ナンバーは車両本体価格が300万円を超える場合は対象外となります。 注4 市外の事業者も条件により市内への設備投資が対象となります。 注5 公害防止資金及び融資額が2,000万円を超えるものについて適用することができます。	申込期間は年間随時扱いとし、貸付予定額に達するまで可。 申込は裏面の取扱金融機関まで。	
対 策 資 金 融 資 制 度	設備資金	1. 資本金3億円(小売業・サービス業5千万円、卸売業1億円)以下、又は従業員300人(小売業50人、サービス業100人、卸売業100人)以下の会社及び個人 2. 中小企業等協同組合、商店街振興組合、NPO法人 3. 同一業種について1年以上営業を継続している中小企業者 4. 市内に設備を設置または購入するもの(注4) 5. 市税などの滞納のないもの								
	季節資金	経営安定資金と同様	運転資金	1,000万円	6か月以内	年1.5%以内	信用保証の付保・担保・保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。	(夏季資金)6月1日～8月31日 (年末資金)11月1日～1月31日 注6 申請期日が休日の場合は、申請期間内の金融機関営業日となります。	申込は裏面の取扱金融機関まで。	
	中心市街地 空き店舗 活用支援資金	1. 融資の対象となる空き店舗を利用し、下記のいずれかに該当する中小企業者 ①具体的な計画を有し、融資後1か月以内(会社の場合2か月以内)に事業を開始しようとする会社及び個人 ②事業を開始してから1年未満の会社及び個人 2. 市税などの滞納のないもの	空き店舗を利用し、事業を開始するために必要な資金(運転資金・設備資金)	1,000万円 (所要経費の90%以内)	8年以内 (内据置1年以内)	年1.0%以内	保証協会の保証を付けていただきます。 担保・保証人については、金融機関と相談して決めていただきます。	保証料は全額市が負担します。 融資決定前にあらかじめ市長に事前協議が必要となります。	申込期間は年間随時扱いとし、貸付予定額に達するまで可。 申込は裏面の取扱金融機関まで。	